

# ▶ 世界賃金報告 2022／23 年版

インフレとコロナ禍による賃金と購買力への影響

## 概要

2022 年 12 月

当文書は ILO 駐日事務所による仮訳であり、正文は原文とする

原文：

[Global Wage Report 2022-23 The impact of COVID-19 and inflation on wages and purchasing power](#). Geneva: International Labour Office, 2022.

## ▶ 概要

---

### はじめに

今回の世界賃金報告では、各世帯の賃金および購買力が過去3年間でかなり低下したことが明らかになった。まず新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行（パンデミック）が起これ、その後、コロナ禍による打撃から世界経済が回復し始めた中でインフレが世界的に進出したことが要因となっている。2022年のデータからは、多くの国々でインフレ悪化のために実質賃金上昇率がマイナスの域にまで急降下し、中間層の購買力を低下させ、低所得層に特に厳しい被害を与えていることがうかがわれる。このような生活費の危機的状況は、多くの国々で低所得層がコロナ禍の最大の影響を受ける中で、賃金総額が大幅に減少している労働者階級を直撃しているのである。適切な政策対応がなければ、近い将来に労働者階級の実質所得が急速に下落して、格差が拡大して経済回復への脅威となり、更なる社会不安に拍車をかけることもあり得る。

### 背景：世界の経済・労働市場

前回の世界賃金報告が2年前に刊行されて以降、人類社会は危機に次ぐ危機に直面してきた。パンデミックに加えて2022年2月のウクライナにおける戦争の勃発、そして世界各国・地域で2021年に始まり2022年に急速に進んだ生活費の上昇である。この不透明な情勢の中、国際通貨基金（IMF）が2022年世界経済の成長見通しを4月時点の3.6%から7月には3.2%に引き下げたことは驚きではないが、10月に発表された見通しでは2023年に2~2.7%まで低下すると見込まれている。多くの人々にとって2023年は不況のように感じられることになるだろう。労働市場を見ると、高所得国では2022年第2四半期までに雇用水準がパンデミック前の水準に戻った（一部では上回った）が、中低所得国ではパンデミック前の水準を約2%下回る状況が続きフォーマル経済よりもインフォーマル経済で急速に雇用が増大している。現時点における主な懸念事項は世界的なインフレ率の急速な上昇であり、2022年後半における物価圧力は、2022年半ばからの世界各国における金融引き締め政策による対応にもかかわらず改善が極めて困難な状況となっている。見通しでは、インフレ率は2022年中には世界全体で8.8%に達し、2023年には6.5%、2024年には4.1%まで低下することが示唆されている。賃金等の労働所得がインフレ対応で調整されない限り、多くの労働者世帯の生活水準は低下する可能性がある。

## 賃金の動向

### 賃金の世界的動向

現在のようにインフレが進む状況下で、2022 年前半の速報値で見ると実質月額賃金が著しく減少したことが明らかになっている。本報告書では、世界の実質月額賃金は 2022 年前半に減少しマイナス 0.9%になったと推計しており、2008 年に世界賃金報告の刊行が始まって以来初めてマイナスの世界賃金上昇率を記録した。大半の国々と比べて賃金上昇率が高い中国を計算から除外すると、同じ期間内の実質賃金はマイナス 1.4%の減少と推計されている。世界の実質賃金労働者の 60%を抱える G20 諸国では、2022 年前半の実質賃金は先進国でマイナス 2.2%まで減少し、新興国ではプラスにとどまったものの上昇率は減少して 0.8%となった。これは、多くの国々において 2022 年前半は生活費上昇を相殺するのに十分な水準まで名目賃金が調整されていないことを明らかに示している。

コロナ禍で労働者世帯は大幅な賃金減少を被っているところにこの実質賃金の減少である。世界の平均賃金は 2020 年に 1.5%、2021 年に 1.8%増加したものの、パンデミックが最も深刻だった 2020 年においては、増加の大半が米国のような大国における雇用喪失と雇用構造の変化によるものだった。これらの国々では、パンデミックで職と収入を失った人々の大多数が低賃金労働者であり、より高い賃金を得ている層は引き続き雇用されていたため、推定平均賃金が上昇したものである。この「構成効果」が生じた国があるために、先進 G20 諸国における平均実質賃金は 2020 年に 1.7%増加し、最近では例を見ないほど高い水準の賃金増加率となった一方で、2021 年には 0.4%と大きく落ち込んでいる。新興 G20 諸国では、コロナ禍による悪影響が被用者数よりも賃金および労働時間に強く反映されたため、平均実質賃金上昇率は 2019 年の 3.4%から 2020 年の 2.4%に低下し、その後 2021 年に 4.5%まで反転している。

### 賃金の地域的動向

各地域における賃金の動向は次の通りである。

- ▶ 北米（カナダ・米国）では構成効果が 2020 年に非常に顕著であり、平均実質賃金が急激に 4.3%上昇した。その後、賃金上昇率は 2021 年に 0%まで低下し、2022 年前半にはマイナス 3.2%まで落ち込んだ。
- ▶ ラテンアメリカおよびカリブ海諸国でも構成効果は明らかであり、実質賃金は 2020 年に 3.3%増加した。その後、賃金上昇率は 2021 年にマイナス 1.4%、2022 年前半にはマイナス 1.7%まで低下した。

- ▶ 欧州連合諸国では、パンデミックにおいて雇用維持スキームと賃金助成により雇用と賃金水準がおおむね守られていた中、実質賃金上昇率は2020年に0.4%まで低下した。2021年には1.3%に上昇し、2022年前半にはマイナス2.4%まで低下した。
- ▶ 東ヨーロッパでは、実質賃金上昇率は2020年に4.0%、2021年に3.3%まで低下した後、2022年前半にはマイナス3.3%まで落ち込んだ。
- ▶ アジア太平洋諸国では、実質賃金上昇率は2020年に1.0%まで低下した後、2021年に3.5%まで上昇したが、2022年前半には1.3%まで再び低下した。
- ▶ 中央・西アジアでは、実質賃金上昇率は2020年にマイナス1.6%まで落ち込んだが、2021年は堅調に回復した。2022年前半には2.5%まで低下した。
- ▶ アフリカでは、データによると2020年の実質賃金上昇率はマイナス10.5%まで急激に低下し、2021年にはマイナス1.4%、2022年前半にはマイナス0.5%となった。
- ▶ アラブ諸国では、賃金の動向分析は確定したものではないが、推計では2020年の賃金上昇率は0.8%、2021年は0.5%、2022年は1.2%と低い賃金上昇率が示されている。

## G20 諸国における賃金指数

より長期間で見ると、2008～2022年の全G20諸国における実質賃金上昇率は中国で最も高く、2022年の実質月額賃金は対2008年比で2.6倍の水準となった。イタリア、日本、メキシコおよび英国の4カ国では、実質賃金は2008年と比較して2022年の方が低かったようである。全G20諸国の平均賃金を購買力平価で調整した為替レートで米ドルに換算すると、単純平均賃金は先進G20諸国で月額約4,000ドル、新興G20諸国では月額約1,800ドルとなる。

## 高所得国における賃金および生産性の動向

生産性の向上は、実質賃金の上昇を達成するに当たってカギとなる要素である。過去に刊行された世界賃金報告でも指摘しているとおり、一部の人口規模の大きい先進国では1980年代初頭以降、平均賃金は平均労働生産性に遅れて上昇してきた。今回の報告書では、データが入手できた高所得国52カ国において2000年以降実質賃金の伸びが生産性の向上を下回ってきたことが示されている。2020年に生じた労働生産性上昇率の急激な低下によりその差は一時的に縮まったが、2022年前半の実質賃金の低下と生産性の向上が相まって再度開くこととなった。事実、2022年には21世紀に入って最大の広がりを見せ、生産性の向上率が賃金上昇率を12.6ポイント上回った。

## 平均像を超えて：インフレは低賃金労働者の購買力を直撃する

### 所得分布全体で見たインフレのコスト

インフレの上昇については、生活費の上昇はどの世帯でも変わらないという暗黙の前提のもとに語られるストーリーの一部として論じられることが多い。しかしながら、本報告書はインフレの上昇が低所得世帯の家計をより大きく圧迫し得ることを示している。これは、そのような世帯では可処分所得のほとんどが、他の物品と比べて一般的に価格の上昇割合が大きい生活必需品・サービスへの消費に充てられているからである。

例えばメキシコでは、所得分布のうち第1・十分位層（所得下位10%）の世帯は所得の42%を食料品に充てている一方で、第10・十分位層の世帯が食料品に消費しているのは14%に過ぎない。世界各地域の約100カ国における様々なカテゴリーの物品の価格と一般消費者物価指数の変遷を比較したところ、食料品、住宅および交通に関する価格は全て一般消費者物価指数よりも急速に上昇していたことが分かっている。世帯所得分布における各層について2021～2022年の生活費の変化を推計したところ、低所得世帯における生活費の上昇率は高所得世帯と比較して1～4ポイント高くなる可能性があることが明らかになった。

これは、消費者物価指数で測った平均的な生活費の上昇分を補填するために賃金が調整されたとしても、低所得世帯は多くの国々で依然として賃金の購買力の低下に苦しむことを意味している。

### インフレは最低賃金の購買力に打撃を与える

最低賃金は、低賃金労働者世帯の収入と購買力を守るために世界中で広く用いられている政策手段である。しかし加速化するインフレの影響により、様々な国々で実質最低賃金は低減してきている。これは平均消費者物価指数との比較で見ても同様である。例えば、2020～2022年にはブルガリア、韓国、スペイン、スリランカ、英国および米国の実質最低賃金はインフレ上昇のために減少した。このような動向は、生活費危機が低賃金労働者に関して特に深刻であった状況を反映している。

## 労働者の総賃金に対するコロナ禍とインフレの影響

### コロナ禍前および最中における賃金総額の変遷

コロナ禍により労働者世帯が大幅な賃金減少を被る中、追い打ちをかけるようにインフレによる実質賃金の低下が生じているが、そのような状況は平均賃金に関するデータで捉えられるものではない。そこで本報告書では、2019年以降の実質賃金総額（被用者が受領した

全ての賃金の合計額をインフレ調整したもの)の変化についても分析した。これにより、コロナ禍における雇用喪失、労働時間の減少および時間給の調整が重なった結果、多くの国々で賃金労働者世帯における逸失利益の蓄積につながったことが明らかになった。

異なる地域および所得階層を代表する 28 カ国のデータを分析すると、このうち 20 カ国で 2020 年に賃金総額が 1~26%減少している。28 カ国のデータから抽出したサンプルによる賃金総額の平均的な減少率は 6.2%だが、これは各賃金労働者にとって平均で 3 週間分に相当する賃金の喪失である。2020 年および 2021 年のデータが入手できた 21 カ国では、賃金総額の減少は 2020 年で 4 週間分、2021 年で 2 週間分に相当しており、この 2 年間の累積で 6 週間分の賃金の喪失があったということになる。実質賃金総額の減少は高所得国よりも低・中所得国で顕著であり、これは、高所得国ではロックダウンで労働時間が減少した中でも雇用維持スキームや賃金助成により賃金労働と名目賃金の水準の両方が維持されたためである。

## 労働者賃金総額の変化の分析

様々な構成要素の寄与度の分析、つまり、雇用に関する変化（就業状況および労働時間を含む）、名目賃金の変化、そしてインフレによる変化について分析を行うことにより、雇用喪失が 2020 年における賃金総額の変化の主な要因であったことが明らかになった。その一方で、多くの国々では賃金総額の減少率が雇用の減少率よりも小さかったが、これは、低賃金労働者の方が職を失う傾向にあったためである。パンデミック 2 年目となる 2021 年には雇用のもたらす成果が全体としては改善され始めたが、構成効果の分析によると、急激なインフレの進行が賃金総額の増加に対して負の影響を与える要素となってきたことが明らかである。30 カ国の状況を踏まえた推計によれば、賃金総額の減少に対するインフレの寄与度は 1~18%となっている。2022 年にはインフレが賃金総額減少の主な誘因となった。かくして、2022 年第 1 四半期のデータまで入手できている 12 カ国全てにおいてインフレは実質賃金総額を減少させており、寄与度は 2.2~18.2%となっている。

労働者の賃金総額を男女別に分けて行った推計結果を見ると、過去 2 年間の雇用水準は男女の両方で回復しているのかかわらず、2020~2022 年、特に 2020 年の雇用喪失（就業状況と労働時間を含む）は女性の方が大きかった。同時に、平均賃金の上昇は、特に 2020 年は女性の方が大きかった。この結果は、女性の雇用喪失は男性の場合と比べてもさらに低賃金労働者に集中しており、それがより強い構成効果となって女性の平均賃金の増加幅を拡大させていることを示唆している。このように、ほぼ全ての国で男性よりも雇用喪失が大きかった（特に 2020 年）にもかかわらず、女性の賃金総額の減少幅はより小さくなった。賃金総額の低下へのインフレの寄与は男女で同様であり、特に 2021 年および 2022 年でその傾向は顕著だった。

## フォーマル・インフォーマル経済の賃金分布に見る賃金と雇用

本報告書の分析結果は、雇用および賃金への影響が低賃金労働者およびインフォーマル経済の労働者に偏って出ていることも示している。賃金労働者を月額賃金により5グループに分類し、賃金分布のうち下位20%および上位20%に加えてその間を20%ずつ3グループに分けているが、11カ国のうち8カ国で2020年の状況を見ると、最下位のグループおよびその次のグループで雇用喪失がより大きく、7カ国では最下位のグループで名目賃金と実質賃金が2019年と比べて低かった。同様に、インフォーマル経済に従事する賃金労働者の雇用喪失はフォーマル経済の労働者と比べて大きかった。

## 賃金格差と男女間賃金格差

### 賃金格差

過去2~3年の間に賃金格差はどのように変遷してきたのか。各地域・所得層にわたる国々のデータに基づき様々な格差について推計が行われているが、それらを一見すると、この問題に対する全般的な回答は存在しないことがうかがわれる。調査対象となった22カ国のうち10カ国で月額賃金の格差が増大した一方で、その他12カ国では縮小した。例外はあるものの、ほとんどの国において、月額賃金の格差は時間給の格差と同じ方向（プラスかマイナスか）で変化している。

一部の国々で賃金格差が縮小しているが、これは少なくとも部分的には構成効果による可能性がある。コロナ禍で職を失った労働者の大半が低賃金労働者であれば、残りの被用者における賃金の分布が縮小したため賃金格差の度合いも縮小した可能性がある。この仮説を追究するために、本報告書では賃金格差の変化を構成効果によるものと「構造的」な要素（例えば最低賃金の引き上げによる賃金分布の縮小化）によるものに分解している。結果として構造的格差が拡大している国と縮小している国がおよそ半々になっており決定的な結論は出していない。ただこの分解作業で浮上したのは、一部の国々における構造的な賃金格差は、今後雇用水準が回復し構成効果が薄れていくにつれて顕著になる可能性があるという点である。こういった構造的な要素への対処がなされない限り、コロナ禍がより大きな賃金格差という形で労働市場に「傷」を残すリスクがある。

ここで留意すべきなのは、賃金格差の縮小は全体的な所得格差の縮小を必ずしも意味しないという点である。例えば低賃金労働者が職を失うと、構成効果により賃金分布が縮小するが、これは低所得世帯における失業が拡大するということであり、所得格差の拡大につながるのである。

## 男女間賃金格差

全体的に見て、男女間賃金格差はパンデミック直前までの時点から大きく変化していないようである。世界賃金報告 2018/2019 年版における推計では、80 カ国のデータに基づき、世界全体での平均的な男女間賃金格差は約 20%とされていた。今回の報告書では、各国のサンプル数が限られる中で男女間賃金格差の変遷を分析したところ、2019 年と 2021~2022 年の間でほとんど変化は無いことが分かった。22 カ国のうち、調整後の男女間賃金格差は9 カ国で拡大し、13 カ国で縮小した。全体的に見て、これらの国々における男女間賃金格差はコロナ禍でそれほど大きな影響は受けていない。平均時間給に基づく推計では 22 カ国で平均 0.6 ポイントの縮小となっているが、平均月額賃金に基づく推計では 0.1 ポイント未満の拡大となった。世界各国・地域で男女間賃金格差が依然として大きい現状を鑑みると、労働市場における男女間格差に対処するためにより大きな努力が必要である。

## 政策議論

ちょうどコロナ禍からの回復が軌道に乗り始めた頃、広範で深刻なインフレ危機による影響が悪化し、（ウクライナにおける戦争や世界的なエネルギー危機を一因とする）世界的な経済成長の鈍化と相まって、多くの国・地域で実質賃金上昇率はマイナスに押し下げられている。このような状況下では、賃金労働者世帯の生活水準の維持に向けた対策をとることがこれまでも増して必要となっている。本報告書の最後に、生活費危機に対処するための政策上の選択肢と対応の内容について概観する。

2022 年の第 2 四半期以降、世界中の中央銀行や金融当局がこのインフレ危機への対応として、特にインフレのさらなる高騰を抑えるために金利の引き上げを行っている。しかし金融引き締め政策は特定の層の人々に対して有害な結果をもたらし、景気後退を引き起こす可能性がある。中央銀行はこのリスクについて認識しているものの、代替的なシナリオである継続的な物価上昇はそれよりもさらに望ましくないものと考えられている。ここでカギとなる論点は、賃金と物価の悪循環が始まる可能性があるかどうかである。本報告書は経験的証拠を踏まえて、名目賃金が消費者物価指数で見たインフレに追いついていない現状と、労働生産性が 2022 年前半に上昇する一方で実質賃金は減少する中、高所得国における賃金の上昇と労働生産性の向上の格差が拡大し続けている現状を示している。したがって多くの国々で、賃金と物価の悪循環を生み出す恐れはなしに賃金を上昇させる余地はあるように思われる。

パンデミック前には世界全体の賃金労働者のうち 19%に当たる 3 億 2,700 万人が時間当たりの最低賃金以下の賃金しか受け取っていなかったことを考えると、最低賃金に関する適切な調整を行うこと自体が、この生活費危機の中で低所得世帯の生活水準を改善するのにかな



りの助けとなるだろう。社会正義を実現する政策手段としての最低賃金の重要性は、ILO加盟国の90%において最低賃金制度が実施されているという事実からも明らかである。最低賃金は、高水準のインフレが起きている時に低賃金労働者を購買力の大幅な喪失から守ることができる。しかしこの仕組みが効果を上げるためには、経済的要因を踏まえつつ労働者世帯のニーズを考慮に入れるために最低賃金の調整を定期的に行う必要がある。この調整プロセスは、1970年の最低賃金決定条約（第131号）に沿って、社会的パートナーの完全参加の下でエビデンスに基づく社会対話を組み込む形で行われるべきである。

例えば団体交渉などの強力な社会対話は、危機的状況の中で賃金の調整を達成するための有益な手段となり得る。このためには、雇用者側と労働者側の声が適切に代表されていることが前提条件である。さらに、社会対話を行うにあたっては、健全な経験的証拠に基づく二者または三者間の交渉が有益である。本報告書からは、労働市場が賃金労働者にもたらす成果にコロナ禍がどのような影響を及ぼすのかについて、関連データを用いて分析することの重要性が明らかである。特に、そのようなデータは賃金のもたらす成果に対する雇用構造の影響をひもとくために利用でき、賃金分布全体にわたるコロナ禍による労働者への影響をより正確に理解するのに役立つ。

生活費危機による家計の圧迫を軽減するための追加的な政策としては、低所得世帯が生活必需品を購入できるようにするための資力調査（ミーンズテスト）付きのバウチャーなど特定の層を対象とする対策から、全世帯に対して行われる物品・サービスへの間接税の軽減措置（多くの場合一時的）のような全世帯の生活費の削減を目指すより全般的な介入まで、広範にわたる。例えば多くの国々では、このエネルギー危機を乗り越えることができるように政府が低所得世帯向けのエネルギーバウチャーを提供している。付加価値税の軽減措置も、インフレにおける家計の負担を軽減しつつインフレをさらに縮小させることにつながる。これらの対策の財源として、一部の国々では石油やガスの企業の超過利潤への課税を導入している。

労働の世界で男女間賃金格差をさらに縮小するためには、まだ相当の課題が山積している。これには、男女間賃金格差のうち女性の労働市場の属性によって説明できる部分についての対処も含まれる。具体的には、女性の教育環境の改善や、職業間・産業間における男女分布の公平性確保に向けた努力である。また、男女間賃金格差の背景となっている他の要因への対処として、特に母親賃金格差の縮小、女性労働力が圧倒的多数を占め、過小評価されている職業や産業における賃金の引き上げ、賃金差別の排除を目的とした企業レベルでの賃金に関する透明性向上のための法的枠組みや政策の実施なども含まれる。世界各国は同一賃金国際連合（EPIC）のようなプラットフォームを活用すべきである。この枠組みは、ILO、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）および経済協力開発機構（OECD）が2017年9月に共同で立ち上げたものであり、国レベルでの賃金格差の測

定とモニタリングの成功例を学び、一部の主要国で活用されている政策手段に習熟して男女間の賃金差別の軽減に最も効果的な手法への理解を深めることを目的としている。

パンデミックに加えて、最近ではウクライナでの戦争の勃発により先行きが極めて不透明な状況にあるが、世界的な資金確保とリソース動員の取り組みにより国連の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を粘り強く進めることが重要である。全部で 17 ある持続可能な開発目標（SDGs）は、極度の貧困が無く、全ての人々にそれぞれの可能性を実現するための平等な機会が与えられる世界を追い求めている。2021 年には、国連事務総長が 12 の約束にまとめたカギとなる行動課題の提案を行った。数々の危機を乗り越えるために世界の連帯を再確認しようとするものである。「我々の共通課題（Our Common Agenda）」と銘打たれたこの文書では、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の強化をカギとなる行動の 1 つとして掲げている。ディーセントな賃金労働の実現は、いくつかの SDGs 課題とも関連する適切な賃金を保障する政策の実施とともに、社会正義の遂行に極めて大きく貢献することになる。